

「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global)
プログラム統括委員会等要項

2020年7月9日

第1 趣旨

この要項は、「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global) 運営協議会要項第3第3項の規定に基づき、「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global) プログラム統括委員会(以下「委員会」という。)、及び、委員会に設置するサブ委員会に関する必要な事項を定める。

第2 委員会の任務

委員会は、次の各号に掲げる事項を実行する。

- (1) 実証を踏まえた育成プログラムの構築に関すること
- (2) 評価指標・データ構築の検討に関すること
- (3) 広報活動及びネットワークの強化・牽引の統括に関すること

第3 委員会の委員

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表機関における機関全体の実施責任者
- (2) 共同実施機関における実施担当責任者
- (3) サブ委員会の各委員長
- (4) その他委員長が必要と認める者

第4 委員会の委員長

- 1 委員会に委員長を置き、第3第1号に掲げる実施責任者をもって充てる。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

第5 サブ委員会の設置

- 1 第2に掲げる任務を適切に実施するため、委員会のサブ委員会として、育成プログラム委員会及び評価指標委員会を置く。
- 2 育成プログラム委員会において、コンソーシアム全体に適用する育成プログラム開発に係る原案を作成する。
- 3 評価指標委員会において、コンソーシアム全体に適用する評価指標・データ構築に係る検討を行う。

第6 事務

委員会に関する事務は、HIRAKU-Global 事務局において処理する。

第7 その他

この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、2020年7月9日から施行し、2019年11月6日から適用する。